

成田市立図書館第7次図書館システム構築委託業務に係る
公募型プロポーザル実施要綱

(目的)

この要綱は、成田市立図書館（以下「図書館」という。）の図書館システム構築委託業務等の委託について、公募型プロポーザル方式による事業者の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委託対象業務)

図書館システムの構築
現行システムから抽出したデータの移行
機器の設定
職員向け研修
システム保守

(選定委員会、作業部会)

事業者の選定事務を行うため、図書館に成田市立図書館第7次図書館システム構築委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）と成田市立図書館第7次図書館システム構築委託事業者選定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。選定委員会および作業部会運営に必要な事項は、別途、成田市立図書館第7次図書館システム構築委託業務に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱で定める。選定委員会は、別途定める成田市立図書館第7次図書館システム構築委託業務に係る公募型プロポーザル審査要領の手順により選定を行う。

(参加資格)

プロポーザルに参加する者は、以下の条件を満たす者とする。

1. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
2. 過去2年間に銀行取引停止などがなく、経営不振の状況にないこと。
3. 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
4. 図書館パッケージを有し、公共図書館または大学図書館等への導入実績が10館以上あること。
5. ISO17001/ISMS またはプライバシーマークを取得していること。

(参加申込)

この要綱によるプロポーザルに参加を申請する者は、選定委員会に参加申請書を提出しなければならない。

(審査)

選定委員会は、参加申請書が提出されたときは、参加資格を審査した上で、第一次審査基準に基づく審査を行い、第二次審査進出者を決定する。

選定委員会は、第一次審査の評価及び第二次審査基準に基づく審査により、第二次審査進出者の評価順位を定める。

(優先交渉権および次順位交渉権者の確定)

選定委員会は、第二次審査順の評価順位が第一位の者を優先交渉権者に確定し、順次、以下の交渉権者の順位を確定し、その旨を通知する。

前項の確定通知を受けた者は、その受けた日から3日以内に承諾届または辞退届のいずれかを選定委員会に届出なければならない。

(受託予定者の決定)

選定委員会は、承諾届を出した優先交渉権者を、教育長に報告しなければならない。教育長は、前項の報告を受け、受託者と決定し通知する。

(委任)

この要綱に定めるもののほか、成田市立図書館第7次図書館システム構築委託業務について公募型プロポーザルの実施について必要な事項は選定委員会が別に定める。